			第88回 鎌倉市まちづくり審議会概要
日		時	平成 29 年 2 月 17 日 (金) 14 時 00 分~16 時 00 分
場		所	本庁舎 402 会議室
出	席	者	委員: 内海会長、秋田委員、出石委員、梅澤委員、川口委員、永野委員、 松行委員、中山委員、前島委員 事務局: まちづくり景観部次長兼土地利用調整課長、まちづくり政策課 長、まちづくり政策課職員、土地利用調整課職員 常任幹事: 都市計画課長、都市景観課長、みどり課長
欠	席	者	委 員: 加藤委員 事務局: まちづくり景観部長 常任幹事: 経営企画課担当課長、環境政策課長、都市調整課長
議		題	(1)大規模開発事業(岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか)
報		告	(1)大規模開発事業 (手広五丁目 共同住宅の建築)

事務局及	(開会に当たり、事務局から審議会委員 10 名中、9 名の出席により定足数に達していること 及び欠席委員から事前に欠席の連絡を頂いていること等を報告した。)
内海会長	第88回鎌倉市まちづくり審議会を開会する。
\frac{1}{2}	事務局から3点連絡する。 1点目は、マイクの使用についてお願いする。 2点目は、参考までに、本市ホームページ及び広報紙で傍聴者を募集したところ、6名の方から傍聴の申出があり、現在は室外で待機している。会議の傍聴と公開については前回の審議会で了承いただいた「鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱い要領」に沿って運用する。 3点目は、平成28年11月14日及び12月28日に開催した第86回及び第87回鎌倉市まちづくり審議会の議事概要の内容について、事前に指摘いただいた部分を修正した。今回の内容をもって確定したいので確認をお願いする。
内海会長	3点について、了承いただけるか。
全 委 員	(了承)
内海会長で	議題に移るが、まずは前回の質問に対する回答をいただき、次に具体な助言又は指導について議論する2段階で進めていくこととする。事務局から説明をお願いする。
議題(1)	大規模開発事業(岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか)について
事 務 局 (的場)	(大規模開発事業(岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか) について説明した。)
[1]	補足して説明する。前回出石委員から提起のあった意見書が出せる市民、横浜市民の扱いについては、現在の運用をまとめた。横浜市民の意見を受けるかどうかについては、鎌倉市の顧問弁護士にも相談したが、意見が分かれている状況である。今後の課題とし、委員の意見をいただければと思う。
\ \tag{z}	前回欠席の方もいるので、資料を確認したい。第87回鎌倉市まちづくり審議会の議事概要 7ページで、私が前回の内容を最後にまとめている。この内容について説明があったということで背景を察していただければと思う。また、2点目の隣接市の取扱いについては補足説明にあったように、鎌倉市の運用の範囲の中で進めていくことを確認している。しかしながら、その内容についてはかなり重要な問題なので、今後、審議会で議論できるような時間を確保して
V	いただければと思う。今日は助言又は指導に繋がる部分を中心に意見をいただければと思う。 では、この件について質問等あるか。

	調べていただいたが、やはり、懸念するのは化学工場と農薬さらには研究所で懸念する事業が行われていたことである。神奈川県のホームページで土壌汚染対策に関して情報開示されている事案の中に資生堂跡地も掲載されているが、同じ字の岩瀬に同様の物質であるシアン化合物等が特定有害物質として掲載されている。その字が岩瀬の「土腐」という非常に懸念する地名が付け加えられていて、相当前から土壌汚染対策が必要な地域なのかと思う。質問だが、同じような物質が見られるので、因果関係があるのか。また、地下水を通じて周辺から汚染物質の流入の可能性はないということだが、地下水の流域、深さを検査して見解を出しているのかを確認していただきたい。
事 務 局 (上條係長)	事業者に確認したいと思う。
内海会長	今の質問は地下水の流域、深さについて因果関係を検討していただきたいということでよい か。
前島委員	「土腐」は上流と思われるので、そこから資生堂の跡地に関しての流れ、深さも含めてこのような見解を出されているのか確認していただきたい。
事務局(上條係長)	字名は土に腐ると書いて「どぶ」と読んでいるが、500メートル離れたところに上総掘りの 井戸がある。そこの水質調査を行ったところ、生水は飲めないが煮沸すれば飲用も可能だとい う結果も出ているので、土腐という字のエリアに拡散しているものではないと考えるが、改め て事業者に伝えていくこととしたい。
永野委員	指摘事項概要について質問する。1つ目は委員からの質問に対し、その場で回答できなかった事項について、今後もこのような説明資料を作成していくのか。今回、初めて概要というものを見たので質問をした。2つ目は取り上げている①~⑨までの項目は、議事録を見れば分かるように委員から挙げられた疑問点全てではない。その中から抽出された9項目だけが対象とされている。例えば、地元説明会で住民の方から質問があった土壌汚染の対応に関して、事業者は神奈川県に調査結果を報告し指示を仰いて対処法を決めると答えているにも関わらず土壌の入替えでクリアしようとしており、私は神奈川県から事業者に対して土壌の入替えでよいとされているのかということを質問したと思うが、それについては今回の資料には入っていない。もう一点は、前々回の審議会を欠席し、土壌汚染の調査のやり方、メッシュマップを作成し検出された場所だけメッシュの中に数値を落とす図についても色々異論があったが、何間するチャンスを逸したので、前回鉛だけにこだわって質問をした。その答えが①に書かれているが、土壌汚染の対象として重金属だけに絞った理由、あるいは農薬工場であったが、ベンゼン含めて、他の揮発性の農薬などの PCB や有機リン酸化合物も調査した結果検出されなかったという意味なのか。なぜ重金属だけのデータが前回から出てきているのか。汚染の調査が済み、それを県に報告した。しかし地元の市としてはどこまで理解しているのか疑問に感じたので質問した。もう一点、他の委員の同じページで資生堂の前の土地利用は何かとの質問に対し、概要に土地利用の変遷が書いてあるが、これは決して歴史的ではない、地域変遷史的にこれが正しいとは思えない。前の土地利用の履歴を示すときは、何年まで何があったのか。資生堂が第3工場を建てるとき、最初から第3工場までの敷地を松竹の不動産部から買っていたのかどうか。その辺りは召和34年を境にした話なので、1/5,000の過去の地図、都市計画図、国土基本図を見れば分かると思う。前歴のまとめ方としては科学的ではないと思う。このような資料が出てくると、これはいったい何だろうとなる。つまり行政が事業者とは無関係に調べた結果、明らかになったということを示しているものなのか。、審議会におけるこの資料の扱い方が規門である。
内海会長	この資料について整理いただいた上で、汚染と履歴の説明をお願いする。
事務局(吉田次長)	まちづくり条例は、事業者の計画案を住民に周知し、意見の提出機会を付与しているものである。事業自体は市が行うことではないので、このような調査は全て事業者が行うものである。また、土壌汚染の所管は神奈川県なので、事業者が横須賀三浦地域県政総合センターと調整している。地歴については土壌汚染の調査をするための事前調査として地歴を確認するもので、例えば農薬工場や化学薬品工場などに使われたことはなく、住宅などであれば調査の必要はな

	いという判断も下せるという前さばきの調査である。今回地歴を調べた中で調査し、これだけの物質が検出された。現在、これらの物質への対応について、横須賀三浦地域県政総合センターと事業者との協議において土壌洗浄ではなく、土の入替えで化学物質を基準値以下にするという調整を行っている状況である。
内海会長	これまでも関係資料については、その都度用意されているが、見解としてまとめたということでは今回初めてかもしれない。永野委員は、このあり方についてご指摘をいただいたということでよいか。
永野委員	委員の発言について事務局が答えなければならない場合、それを次回までに文書として表示するのか、あるいな次回審議会の最初に口頭で説明するのかについては、議論の余地があると思う。文書になると一人歩きしてしまう。
内海会長	これまで文書で答えていたケースとそうでないケースがあった。内容については市独自で検討したものもあれば事業者から提示されたものもあると思う。書き方については問題もあろうかと思うが、おそらく整理をするために用意していただいたのだと思う。可能な限り精査していただき、適切な資料を提示していただければよいと思うが、具体的にどこまで何を文書にしていくかという点については本日議論する時間がないので、今後の課題としていただきたい。重要なのは内容についてであり、土壌汚染について指摘された部分について、十分な対応ができていないとの指摘と、地歴についても、もう少し詳しい情報を理解できるような形で示して欲しいとの要望だが、それについてさらに精査して提出いただいた上で議論すべきとの意見か。
永野委員	最終的には審議会の答申を受け助言又は指導をまとめるため、これからでは間に合わない。 案件に係る1回目の審議会はこのような形をとるが、今日の答えを文書で出すということはい かがなものか。審議の流れとして分かりかねる。
内海会長	そうであれば今日は、答申の内容をまとめていくことになるので、指導書には、そういった 配慮について盛り込み、委員から指摘のあった部分も含めて指導、対応していただくというこ とでよいか。
全 委 員	(了承)
内海会長	そのような形とする。 他にあるか。
中山委員	8番の環境への配慮について、梅澤委員から下水に流すので負担がかかるため、ディスポーザーのみならず他の手法も検討して欲しいという意見があったと思うが、ディスポーザーは撹拌したものをそのまま下水に流す方式なのか、それとも集中管理をするようなものなのか。
事 務 局 (的場)	そのまま流すのではなく、地下に一度溜め、そこに上水を足して流していくというような方式である。
中山委員	承知した。
内海会長	他にあるか。
永 野 委 員	⑨の排水計画について、今回雨水排水計画図が参考資料として提出されている。流域をいくつかに分けて、建物の下部に貯留型のものを収めるようになっており、計算上流域をいくつかに分けることは分かる。その中で流域①③に仮設とあり、仮設がどういうものかについてはイメージ図の写真が左側に載っている。これは事務所用地と福祉施設用地に造るものであるから、工事中だけの恒久的ではないものを指しているのだと思う。住民説明会のときに、雨水調整池はどこにどのように造るのかとの質問があり、今後検討していくと業者は答えているが、それがこの仮設の2つのものを指しているのか。そうであればこれは工事中だけであり、そこに市が寄附を受ける土地を活用する。福祉施設用地も同じだと思う。雨水排水計画図の図面の流域①③については了解できない。 次に資料10のNo. 3だが、一番右側に開発事業条例の雨水排水施設の容量の求め方が載っている。建物の下部に何㎡の貯水槽を設けるといっても、素人の方が排水計画図を見たときに、深さも何も分からない。この場所にこれだけの水が収められると書いてあるに過ぎない。排水計画図は今後精査して欲しい。また、仮設とはどういうことなのか説明が欲しい。

	最後に、排水計画図の上から4行目に赤字で旧資生堂工場のときには無かったが、今回の開発事業によってこれだけの貯留型のものを設置するとの説明があるが、こういったものを朱書きにする理由はあるのか。至って当然のことだと思う。
事務局(上條係長)	まず仮設の点から説明する。本計画は、㈱三菱地所レジデンスが共同住宅409戸の建設とその他福祉施設用地、事務所用地の造成を行って完了する計画となっている。その計画を行うに当たり800 m³/ha の雨水貯留槽が必要となるので、仮設のものを造って一旦この開発事業を完了させる計画となっている。その後、福祉施設用地、事務所用地についてはそれぞれの土地利用計画が立てられるわけだが、その際に改めて常設の雨水貯留槽が設置されることになる。朱書きついては事業者がPRのために書いたと思われる。
永野委員	承知した。
内海会長	他にあるか。こういった指摘を踏まえて資料11の助言又は指導(案)ができている。その中で問題点等があれば修正していきたいと思う。資料11について説明をお願いする。
事 務 局 (的場)	(大規模開発事業 (岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか) の助言又は指導 (案) について説明 した。)
内海会長	今説明のあった助言又は指導(案)に意見、指摘をいただきたい。
松行委員	4番目の子育て関連施設への負荷に係る配慮について、一文目は保育所といわゆる学童が足りないとなっている。二文目からは、保育施設とあるので、保育園のことだけを捉えていると思うが、学童に関しては特に求めないということでよいのか。
事務局(上條係長)	そのとおりである。現在事業者は、マンションの施設内に保育施設を設置することを検討している。保育施設なので、幼児のみを対象としているが、市としては放課後の学童保育の需要も増えることが想定されるため、その保育園における学童の受入れも検討して欲しいという意図で記載している。
松行委員	私にはそうは読めない。この表現で事業者はその意味まで汲んで理解できるのか。
事務局(上條係長)	事業者が計画している保育施設が、保育園のことである。保育園の運営規模の報告、放課後 児童の受入れの検討がその部分である。
松行委員	承知した。 もう一点、「影響がないことを明らかにするとともに」とあるが、この意味は想定している 保育園よりもキャパシティの大きいものを必ず作ってくださいということでよいのか。
事務局(上條係長)	そうである。
松行委員	厳しい指導と感じる。
内海会長	他に意見はあるか。
梅澤委員	1に「駐車場及び駐輪場については、景観を損なう恐れがあるため」とあるが、これは変な 書き方である。この部分は削除しても十分だと思う。
事務局(上條係長)	参考にさせていただく。
内海会長	「景観を損なう恐れがあるため」は削除するということか。
事務局(上條係長)	そうである。
内海会長	他にあるか。 先ほど指摘があった「まちの記憶」については指導書には含まれていない。その理由を説明 いただきたい。
事務局(上條係長)	庁内にそういったことを担当する部署がなく、メモリー的なものを設置するという要望もなかったことが発端である。その上で、市として一定規模以上の土地利用の転換が図られる場合には、そういったものを求めていった方がよいのではないかという意見があれば、事業者に求めていくというよりも、事業者の協力の下、市がそういう取組を進めていかなくてはならない

	と考えている。
内海会長	梅澤委員から指摘のあった点であるが、具体的なイメージができていないのではないか。助 言をいただきたい。
梅澤委員	これは、永野委員の講演会を聞いて考えた話である。この場所は田園都市構想の一環である。その構想は、大船地区にとってとても大きな希望のあるプロジェクトであり、一時期はそれが実行されようとした。しかし、徐々に分断され、撮影所がなくなるなど、段々と記憶が薄れていくことを考えると、ある時期に希望に燃えて大船を開発しようとした人達がいたことを公式な記録として残す手立ての検討が、文化都市として必要なのではないかと考えたものである。
内海会長	敷地内で対応すべきなのか、あるいは市として歴史を何らかの形で反映させていく知恵を出 すべきなのか、どちらか。
梅澤委員	場所ごとで異なると考える。特にこの場所については、一帯の田園都市構想の中徐々にお金がなくなり、工場を誘致し、資生堂の工場をつくったという話である。資生堂の用地から駅前を眺めれば壮大な計画であったということが分かるが、その記憶がなくなっていく。住民の方々の寄付であるとか協力等を得ながら土地も取得していったはずであり、その辺り分かってくると面白いのではないかと思う。簡単なプレートや石碑でもよいが、そういったものがあればよいのではないかという提案である。
内海会長	市としては、モニュメントやプレートの設置などについては、市の役割であるということから、審議会から市に検討と対応を求めるということにしていきたい。
事務局(上條係長)	そういう意見が審議会で出れば、真摯に受け止め、取り組んでいかねばならないと考えている。
事務局(吉田次長)	前回の審議会で梅澤委員からそのような意見があり、地域の歩みを残していくことは、事業者より行政の役割だと思う。しかし、助言又は指導は、事業者に対するものである。そういった中で審議会から答申を受けるが、答申には行政の役割についての意見があってもよいと考える。意見をいただければ、助言又は指導とは住み分けし、市が事業者の協力を得ながら取り組んでいければと考えている。
内海会長	あえて指導書に載せる必要はないことを整理した上で、審議会で議事録レベルにはなるが、 ここの敷地に関連するまちの記憶に残るような施策や事業について、事業者の協力を得ながら 取り組んでいただくということでよいか。
事務局(上條係長)	必要であれば、答申に載せていただいても結構である。
内海会長	助言又は指導への指摘ではなく、まちの記憶についての施策や事業を市が中心となって事業者と協力して推進することでよいか。
全 委 員	(了承)
内海会長	他にあるか。
川口委員	緑化計画にある南側の140mのところの緑の画は非常にいいと思う。409 戸という相当な規模のマンションであり、地域のデザインを先導していく、環境の面でも配慮していただく上で非常に大きなプロジェクトだと思う。409 戸ということは1500 人、2000 人の人が住むことになる。409 戸という大きな規模であることを意識した省エネや創エネなど環境への配慮を書き込んでいただきたい。このマンションにどういった省エネ装置が入るか分からないが、皆が環境に配慮した賢い省エネ活動を行うであるとか、ICTを活用することでエネルギー削減につながるのであれば、大変良い計画になると思う。先ほどの話にもあったように、田園都市構想を意識した場所であることからも、そういった点において先導的なものになるような文言を入れていただくとありがたい。
事務局(上條係長)	事業規模にふさわしいと言う感じでよいか。
内海会長	これは、6の部分でよいか。
事務局	6の文書を整理し「事業規模にふさわしい省エネルギー等の対応を行うように」といった感

(上條係長)	じでよいか。
川口委員	エネルギーの新しい条例も意識したものにして欲しい。
内海会長	他に意見はあるか。
秋田委員	設計の変更によりできるだけ良い形になったと思うが、助言又は指導について意見させて欲しい。 2のうるおいのある良好な景観の創出についてだが、緑地面積が増えるとそれだけきちんとした管理が必要になる。しっかりした事業者であるからきちんと管理をすると思うが、植えるだけではなく適切な管理の実施を加えてほしい。
内海会長	2の部分に適切な管理を加えるということでお願いしたい。
出石委員	議事録に残してもらいたいのだが、助言と指導の違いは何か。「助言又は指導」となっており、会長は「指導書」という文言を使用した。「助言又は指導」のほとんどの内容は「指導」だと思う。ただ、先ほどの川口委員の発言は「助言」だと思う。このことは使い分けないと言葉遊びをしているような気がして仕方がない。長く書けば書くほど、崇高な指摘をしているようであるが、受ける側はわけが分からなくなる。これをさせたいというのは行政指導かもしれないが、こういう風にしたらいいのではというアドバイス程度のものは「助言」だと思う。2期目なのに今更ということもあるが使い分けをやめるといったことが必要であると思う。もう少し言うと、この指導書は権威がない。最初に条例の何条に基づく指導であるのかはっきり言わなくてはいけない。そのようなものになっていない。最初の2から5行は言葉遊びであり、不要である。伝えたいことは分かるが、条例に規定されているので、今の条例の効果をあげるのであれば、それくらいしないと非常にいろいろなことを書いているが端的に「次のとおり指導する、1~、2~」というように厳しいことも書かなければ結果的に事業者がどれを履行したのかが分からなくなる。今回実行するようにとは言わないが、今後条例改正につなげられたら良いと思う。
事務局(上條係長)	直近の庁内の議論においても、同様の指摘があった。その際は、「明確になっていないので どちらにも取れるように書いている」と答えたが、それでは駄目だという指摘もあるので整理 していきたい。今後は「助言」と「指導」を分けて使っていくことになると考えている。今日 いただいた意見を参考に検討課題としたい。
内海会長	私も「指導書」と表現しているが、「指導」は市からの要請であり、「助言」という形にする ことで協議をしながら進めることを含むと考えられる。したがって、協議の部分を含むことも 必要であるから、「助言」と「指導」を明確に整理し、できるだけ意見に則していただけるよ うな形式を今後整えていただきたい。今回はどうするか。
出石委員	イメージはあるが急に変えてもいけないと思う。次からは変えることができるかもしれない。 い。 地方自治法では「助言又は勧告」という言葉を使っており、明らかに使い分けている。「勧告」は厳しいことを自治体に言うとき、「助言」はいわゆる「通知」のときに使っている。これは国も使い分けている。
内海会長	鎌倉独自であってもよいかもしれない。そういったことも含めて整理していって欲しい。冒頭で永野委員が発言した書類の出し方も含めて検討してほしい。 助言又は指導の内容について、前回議論になった壁面、意匠の問題についての意見はあるか。 今回ファサードデザインという形で、イメージ写真が用意されている。立面図を見ると、かなり長大な建物が建つ予定であるため、これをデザイン的に考慮していただくようにお願いしたところであるが、これについての意見はあるか。
川口委員	デザインであるからこれでなければいけないというものではないが、140m歩くというのは非常に長いので、デザイン的にはのっぺり同じものが続くというのはあまり良くない。そういう意味では少し考えていただいたデザインになっていると思う。セクションをつけてリズム感を持たせることはとても大事であると思う。また、前面道路の植栽も大変ありがたい。植栽についてはこのデザインも一つの案であるし、あの辺りはどちらかというと緑がない場所なので、リズム感や地域の環境との調和で少し面白く楽しくするとか、人々が住んで快適な植栽を

	感じることができるような、環境をよくするデザインにして欲しいと考える。
内海会長	今の意見は1の内容に表現されていると思うが、その中で分節化はしなくてもよいということではなく、最後まで分節化の検討を行い、協議の中で良いデザインにして欲しいと思う。文章については、このままで留めておきたいと考える。もう一つ気になっているのが、先ほど前島委員や永野委員から指摘のあった汚染物質に対する調査への対応だが、この点は指導書の中に含まれていない。引き続き、汚染物質に対する領域であるとか深さであるとかの調査や、その他の物質の内容についても随時市から提示して対応をしていただくことは可能か。
事務局(吉田次長)	事業者が調査結果や土壌の改良結果を県へ報告している。そういったことを建物の購入者や周辺の住民へ周知していくことの継続を助言又は指導の中に盛り込むことで指導していきたいと思う。
内海会長	前島委員、永野委員よろしいか。
前島 · 永野委員	(了承)
内海会長	他にあるか。
梅澤委員	先ほど会長と川口委員が発言したが、分節化やデザインをユニークにしようとすると建築的な合理性を欠くが、元々のデザインではよろしくない。そのため、入居した人がある程度自分の個性を取り込むことができると、とてもユニークなものができる。例えば、花を置くと落下する問題があるので、手すりの色を何種類の中から自分で選べるなど。具体的には分からずデザイン的にも難しいとは思うが、入居者の思いを取り込むことの検討をしたら、、壁面がとても楽しいものになるだろうと考える。
内海会長	それを、指導書に盛り込むことは非常に難しい。
梅澤委員	そのように思う。
内海会長	議事録として残すこととしたい。
梅澤委員	そういったことができれば日本の中では非常に珍しい建物になるので、話題になるかもしれない。前向きに検討してほしい。
内海会長	それでは、よろしいか。 本日、指摘のあった部分を簡単にまとめる。 1点目は、「駐車場及び駐輪場については、景観を損なう懸念があるため」というのは限定的になってしまうため、その部分を削除する。 2点目は、まちの記憶については、助言又は指導への指摘ではないが、市として記憶に関する施策や事業を事業者と共に推進していくということを答申書に入れてほしい。 3点目は、6のところで、川口委員から指摘のあった事業規模にふさわしい省エネルギー、創エネルギーなどへの対応について反映して欲しい。 4点目は、2のところで、秋田委員から指摘のあった植栽について「管理」も加えていただきたい。 5点目は、汚染物質に対する調査と対応の点で、周辺住民への周知の内容も含めて指摘いただきたい。 以上だが、他に漏れた点はないか。
全 委 員	(なし)
内海会長	それではこれらを踏まえて事務局と私で答申書を作成する。それを皆さんにメール にて確認いただき、答申書として確定したいがよろしいか。
全 委 員	(了承)
内海会長	これで本日の議題は終了となる。
報告(1)	大規模開発事業(手広五丁目 共同住宅の建築)について

内海会長	報告事項、手広五丁目の共同住宅の建築について事務局から報告をお願いする。。
事 務 局 (鈴木)	(事務局からの報告)
内海会長	- 今の報告について指摘、意見はあるか。
秋田委員	図面の右側の道路からのアクセスをどのように考えているのか確認したい。
内海会長	道路は前回も指摘があり、安全上重要なので説明いただきたい。
事務局(上條係長)	土地利用方針図を見ていただきたい。 今回このオレンジ色の部分が開発に伴い設置する道路である。その奥にもいくつか 集合住宅が、一団地で敷地が設定されている。袋小路になっているところに、このよ うな形の開発道路を設置して、その先に公園を設置するという計画になっている。公 園の出入口には元々歩道は設置されていなかったが、審議会から意見を受け設置する こととなった。公道からの出入りはこの箇所しかなく、北側などは公道ではないため、 出入口が設置できない場所になる。公道に接する約5~6mの幅だけが出入口でいい のかということについても、審議会からご意見いただき、そのことについて事業者は、 有事の際は共同住宅から避難してもらうことも可能にしたいと考えているが、これは 公園管理者の意向もあるので、今後の協議の中で詳細を決めていきたいと方針書に示 されている。
秋田委員	出入口は三角形のマークが付いているところだけということでよいか。
事務局(上條係長)	そのとおりである。
内海会長	共同住宅の入口の歩道横断部分に白線を引く予定とのことだが、白線ではなく横断 歩道も考えられる。ここが一番危険な気がしていて懸念されるところだが、どのよう に考えているか。
事務局(上條係長)	横断歩道については交通管理者である警察の権限になる。警察が認めれば横断歩道 もあり得るが、基本は歩道と歩道を結ぶケースでないと横断歩道にはならない。また、 横断歩道としての幅員が確保されていることが条件になるかと思う。まだ警察との協 議が進んでいないこともあり、現在道路管理者は白線であれば良いとしている状況で ある。事業者からは、道路管理者から警察にも相談に行くように言われていると聞い ている。
内海会長	この辺りが危険だと思われるので、丁寧に対応いただければと思う。他にあるか。
川口委員	今の説明は、この図でいうとどこのことか。
事務局(上條係長)	資料4の最後のページである。
川口委員	これが最善策なのか分からない部分があるが、特にこの辺りが気になっている。警察との協議もあるかと思うが、この部分の安全性の確保をお願いしたい。
事務局 (上條係長)	この点については、まだ不安があるというまちづくり審議会の意見を事業者に改めて伝え、できるだけ交通管理者の理解を得るよう指導していきたい。
内海会長	他に意見等はあるか。
全 委 員	(なし)
内海会長	これで本日予定している審議は終了となるが、1点私から伝えたい点がある。資料の訂正の仕方や指導書の在り方、助言とはどういうものなのかなどについて、これまでも当審議会の在り方、運用の仕方などについて指摘があり、機会を設けて議論することとしていた。最近では、大規模開発事業の内容について議論をしているだけで、委員の中で審議会やまちづくり条例の運用上の問題点などを話す機会が設けられていなかったので、そうした時間を今後、検討いただければと思う。
事務局 (川村課長)	現行体制になり3月でちょうど1年となるが、それ以前からの課題だと考えている。まちづくり条例と開発事業条例の2つの条例で開発計画に対する指導をしている

	が、その在り方について、市では一昨年から検討をしているが、なかなか進んでいないのが現状である。その中で、助言又は指導が機能できているのかどうか、また、助言と指導を分けた方がよいのではないかといった意見もあり、検討項目が増えた状況である。その辺りについては、開発事業のためだけの審議会ではなく、仕組みや指導の仕方についても委員の皆様の意見を聞いて進めていきたいと考えている。
事務局(上條係長)	資料の提出方法については事務局としても試行錯誤の部分がある。この場で資料を配付して説明すると時間的な制約がある中、会長からも議論、審議の時間が少ないとの指摘がある。事前に配付する事で少しでも説明の部分を短くできるよう色々考えているところである。本日永野委員から資料を公開することの整理ができているのかという指摘については、改めて検討していきたい。
事務局(川村課長)	1つの計画に対して2回、3回と議論いただく場があるので、場面場面で事務局に具体的な指示をいただければ、指示に基づき資料を提出することができると思う。この部分は資料として準備するようにと仕切りをしていただければ我々としては非常にやりやすい。
内海会長	それはなかなか難しい。今日提出いただいた資料については、できるだけ説明を短くするための整理という意味で私はプラスに捉えている。指摘を受けて止めるのではなく、さらに精査して色々な形でいい資料を作っていただければ良いと思う。永野委員はいかがか。
永野委員	急にこのような資料が出てきたので、対外的なことを考え心配している。その辺りはどこで線引きをされて、情報公開請求があったときにどこまで開示できるのか考えなければならない。
内海会長	永野委員は審議会の運営がいい方向で進むことを願って指摘していると思う。引き 続きいい資料を作っていただきたい。また、何らかのルールが必要だと思うので、行 政として情報公開の認識を改めて考えていただければと思う。
出石委員	今の確認だが、先ほどの資料は公開請求があれば全て公開になる。
内海会長	承知している。前回議論した公開等に関する取決めは非常に重いもので、これに基づき資料が公開される。その上で永野委員から指摘があったと思うので、考えて取り組んでいただきたい。また、審議会から運用等の課題を抽出することもできるので、そういったこともスケジュールの中に盛り込んで検討いただければと思う。 今日の議論は以上にしたいと思うがよろしいか。
全 委 員	(了承)
内海会長	以上をもって、第88回鎌倉市まちづくり審議会を終了する。